

平成28年2月25日
港湾局産業港湾課

釧路港を特定貨物輸入拠点港湾（穀物）に指定しました（全国初）

～私たちの生活を支える穀物の安定的かつ安価な輸入の実現に向けて～

平成28年2月24日、石井国土交通大臣から蝦名釧路市長に特定貨物輸入拠点港湾（穀物）の指定書を交付しました。穀物では、釧路港が全国で初めての指定となります。

我が国の穀物（とうもろこし）は、ほぼ100%を海外からの輸入に依存しており、安定的かつ安価な輸入の確保が我が国の酪農・畜産業の国際競争力の確保や、雇用の維持・創出にとって極めて重要となっています。

釧路港は、我が国を代表する酪農地帯を背後に抱え、北海道・東北地方等の穀物（とうもろこし）の輸入拠点として私たちの生活を支える重要な役割を担っています。

今回の指定により、国際バルク戦略港湾である釧路港において、荷役効率を上げる機械の固定資産税等の税制優遇などの支援を行うことが可能となるとともに、併せて、大型船に対応した施設整備を進めることにより、穀物の輸入拠点の機能を高めてまいります。

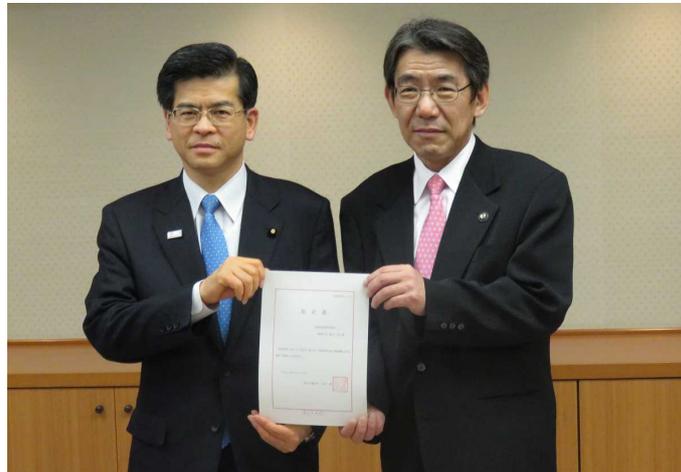
同日16時15分よりは、国土交通大臣室において指定書交付式を行い、石井国土交通大臣から蝦名釧路市長に対し、指定書を手交しました。

石井国土交通大臣からは、『国際バルク戦略港湾である釧路港においては、これまで、大水深の国際物流ターミナルの整備などを進めてまいりました。今般、民間事業者により穀物を取扱う埠頭が運営されることになり、必要な要件が整ったことから、特定貨物輸入拠点港湾として指定することといたしました。輸入拠点として、ますます機能強化されていくことを期待しております。』旨のご発言がありました。

蝦名釧路市長からは、『この度の指定は、北海道の酪農業にとっても重要なものであり、国際バルク戦略港湾である釧路港としての役割をしっかりと果たすことができるよう取り組んでまいります。』旨のご発言がありました。



石井国土交通大臣から蝦名釧路市長に指定書を交付



石井国土交通大臣と蝦名釧路市長のお二人での記念撮影



関係者記念撮影

【お問い合わせ先】国土交通省 港湾局 産業港湾課 寺園、土田
(代表) 03-5253-8111 [内線] 46433 46434 (直通) 03-5253-8673
(FAX) 03-5253-1651